

「一体利用される複数居室の認定基準(案)」に対する意見まとめ

1 意見募集期間と意見提出の状況

- パブリックコメントの実施期間：平成30年3月28日(水曜日)から4月27日(金曜日)まで
- パブリックコメントに寄せられた意見：72件(60名)

2 意見の内訳

- ・保育環境の悪化に対する懸念 57件
- ・認定基準(案)の考え方への質疑等 12件
- ・その他 3件
- (合計 72件)

3 主な意見と東京都の見解

番号	意見	東京都の見解
(保育環境の悪化に対する懸念)		
1	採光・通風の不足、屋外環境が感じられないことによる精神的影響、感染症の流行、避難の支障等が懸念されるため、採光規定を緩和することに反対である。	<p>今回の認定基準では、明るさの確保などに関する一定の条件のもと、個々の保育室単位ではなく、全体で採光基準を満たすことを求めているため、保育環境に配慮したものとなっております。</p> <p>また、この制度は、待機児童対策を目的として保育所整備の選択肢を増やすものであり、保育の実施主体である区市町村が地域の実情に応じて活用できる仕組みです。実際の運用にあたっては、区市町村において採光規定の合理化が不要と判断される場合、当該区市町村においては制度の運用が行われないこととなります。</p> <p>なお、「採光が不足する保育室」には、外気に接する窓等の設置を求めるとしており、窓のない保育室は認められません。また、建築基準法の換気設備や避難に関する規制は従来通りの内容が適用されます。</p>
(認定基準(案)の考え方への質疑)		
2	「直接外気に接する窓」とは、「採光上有効な窓」なのか、「換気上有効な窓」なのかが不明確である。	「直接外気に接する窓」は採光上支障ない窓とする必要があります。なお、窓の面積は居室の床面積の1/20以上とすることとしています。窓の面積の算定にあたっては、採光補正係数を乗じる必要はありません。
3	「直接外気に接する窓等を設けること」と「照明設備を設置すること」という要件は、いずれかを満たせばよいこととしてはどうか。	直接外気に接する窓等は園児の健康に配慮して設けるものである一方、照明設備は園児の活動に支障のない明るさを確保するために設けるものです。両者は趣旨が異なるため、いずれも必要な要件であると考えます。

番号	意見	東京都の見解
4	各居室を区画する壁に設ける「扉等」の面積は、同じ壁に設けなければならない「開口部」の面積に含めてもよいか。	「扉等」に、採光上支障ない開口部を設けた場合は、当該開口部の部分の面積を、壁に設けなければならない「開口部」の面積に含めることができます。
5	各居室を区画する壁に設ける「扉」の構造・形状を明らかにすべきである。また、「扉等」の「等」についても何を含むのか明らかにすべきである。	「扉等」には、居室間の通行が可能である出入口が該当します。
6	各居室を区画する壁に設ける「開口部」の定義が不明確である。	各居室を区画する壁に設ける「開口部」は、採光上支障のない窓等の開口部とする必要があります。
7	各居室を区画する壁に設ける「開口部」として、認められる建具の種類を示してほしい。	壁に設ける「開口部」には、採光上支障ないものが該当します。FIXガラス窓はこれに該当しますが、閉鎖状態で採光を確保できない戸等は該当しません。
8	「壁の見付け面積」の定義が不明確である。壁に設ける開口部が壁に入るのか明確化すべきである。	「壁の見付け面積」には当該壁に設ける開口部の面積を含みます。
9	各居室を区画する壁に設ける「開口部」の面積の要件として、居室の床面積の1/5以上又は壁の見付け面積の1/2以上のいずれか大きい方とした場合、法第28第4項の規定より厳しくなるのではないか。	法第28条第4項は、随時開放できるもので仕切られた場合に、2室を一室とみなすものであり、本認定基準は、複数居室が一体的に利用される場合に、当該複数居室を一室とみなすものです。それぞれ別の考え方で設けられた規定であり、いずれかの規制を緩和または強化するものではありません。
10	認定基準案で示す条件を満足することで、なぜ「一体的な利用」と判断できるのかわかりやすく説明いただきたい。	一体的な利用は建築計画のみで担保されるものではありませんが、建築計画上の最低限の基準として本認定基準を定めています。なお、国交省の技術的助言（平成30年3月22日国住指第4672号）においても、一体的な利用に供され、かつ衛生上の支障がないことの認定基準について、一体利用を可能とする居室間の扉の有無や衛生環境の確保を図るための開口部の有無が例示されています。
11	建築基準法施行令19条3項ただし書きにおいては、「床面照度200lx以上」を確保できる照明設備を設けた場合に、窓等の採光上有効な部分の面積を居室床面積の1/7以上とすることを求めている。認定基準においても同様の採光状態を確保すべきではないか。	本認定基準案は複数の居室を一の居室とみなして採光規定を適用する際の基準です。したがって、一の居室とみなした全居室の床面積に対して、1/5以上の開口部が設けられればよく、各居室が昭和55年建設省告示第1800号の適用条件を満たす必要はありません。

番号	意見	東京都の見解
12	認定基準案が、児童福祉の原理や保育施設の最低基準との関係で本当に問題ないのか説明いただきたい。	今回の対応は待機児童対策を目的とし、保育の実施主体である区市町村が地域の実情に応じて活用できる仕組みです。 なお、一体利用される複数居室の認定基準の適用に当たっては、保育環境に配慮した代替措置及び一体利用や衛生環境等に関する要件を課すこととしています。
(その他)		
13	保育室の利用方法についてガイドラインで示してはどうか。	認可保育所又は幼保連携型認定こども園は、保育所保育指針又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき個々の施設や設備、周辺環境などを踏まえ施設ごとに保育が行われることとなっています。
14	認定基準案は適切だと思います。	賛成意見として承ります。

※本資料は「一体利用される複数居室の認定基準」について、パブリックコメントを実施した際の案文です。確定した認定基準については、東京都建築基準法施行細則をご確認ください。

建築基準法の採光規定における「一体利用される複数居室の認定基準（案）」

一体利用される複数居室の認定基準（案）の内容について

以下の基準に適合する複数居室については、全体としてとらえて、建築基準法の採光規定を適用することを可能とします。

- (1) 複数居室のうち、「採光が不足する居室」が以下の要件を満たすこと。
 - ①直接外気に接する窓等を設けること（窓面積が居室面積の1/20以上）。
 - ②照明装置を設置すること（床面照度200lx以上）。
- (2) 複数居室が連続しており、各居室を区画する壁が以下の要件を満たすこと。（複数居室の一体的な利用及び採光に支障がない壁を除く。）
 - ①扉等を設けること。
 - ②以下の面積を有する開口部を設けること。
 - （「採光が不足する居室」に接する壁に設ける開口部）
 - 「採光が不足する居室」の床面積の1/5以上又は壁の見付け面積の1/2以上のいずれか大きいほう
 - （「採光が不足する居室」に接する壁以外の壁に設ける開口部）
 - 壁の見付け面積の1/2以上
- (3) 複数居室のうち、「採光が不足する居室」の数は2を超えないこと。
- (4) 複数居室には保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室以外の居室を含まないこと。

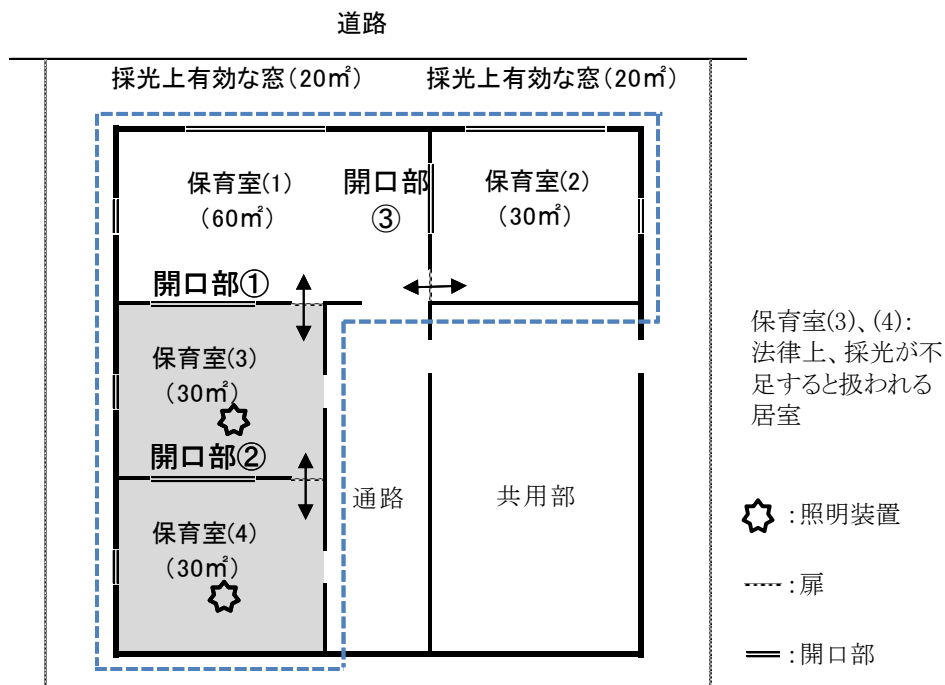
※「採光が不足する居室」…居室に設けられた窓等について、建築基準法に定められた方法により算出した採光に有効な部分の面積の合計が、その居室の床面積の1/5に満たない居室。

<考え方>

複数居室を全体としてとらえて建築基準法の採光規定を適用する場合、一部の居室において、その居室に設けられた窓等のみでは、採光が不足することが考えられるため、保育園児の保育環境に支障のないよう、以下の要件を課すこととしています。

- 採光が不足する保育室には保育環境に配慮した代替措置を講ずること。
 - ・窓がまったく設けられない居室を認めず、外壁に窓を設けることとします。(認定基準(案)(1)①)
 - ・居室床面での必要な明るさを確保できるよう照明設備を設けることとします。(認定基準(案)(1)②)
- 区画された連続する複数居室が一体利用や衛生環境等に関する要件を満たすこと。
 - ・複数居室が一体的な利用に供されるよう、間仕切壁には扉等及び一定の面積を有する開口部を設けることとします。(認定基準(案)(2)①、②)
 - ・採光が不足する居室は2室までとします。(認定基準(案)(3))
 - ・対象となる居室は、待機児童対策として保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室のみとします。(認定基準(案)(4))

<認定基準(案)の適用例>



- ・上図の保育室(1)～(4)を全体としてとらえて採光規定を適用。
採光上有効な窓の面積の合計(40㎡) ≥ 保育室(1)～(4)の床面積の合計(150㎡)×1/5
- ・間仕切壁に一定の面積の開口部を設置。
開口部①及び②の面積 ≥ $\left[\begin{array}{l} \text{採光が不足する居室床面積} \times 1/5 \\ \text{壁の見付け面積} \times 1/2 \end{array} \right]$ のいずれか大きい方
- 開口部③の面積 ≥ 壁の見付け面積×1/2